

平成 21 年 5 月 25 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720163
 研究課題名（和文） 近世前期・東国における土地制度と村落の地域比較史的研究
 研究課題名（英文） Land system and community in east Japan, 1550-1700
 : from the viewpoint of regional comparison
 研究代表者
 牧原 成征 (MAKIHARA Shigeyuki)
 宇都宮大学・教育学部・准教授
 研究者番号：20375520

研究成果の概要:本研究では、中世末～近世前期における東国の土地制度と村落の社会構造を、畿内近国との比較を念頭において分析した。具体的には、とくに飯田市歴史研究所に所蔵されている平沢文書を取りあげ、信州伊那郡虎岩郷（現、長野県飯田市下久堅）の土地制度と社会構造の解明を進めた。その結果、これまでの研究史の成果をかなりの程度、再検討・修正することになり、当該期の東国における土地制度と村落のあり方について、より妥当で明確なイメージを提供しうる知見を得た。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	150,000	1,650,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：東国、土地制度、村落、社会構造

1. 研究開始当初の背景

(1) 私は、博士論文をもとにして2004年末に公刊した著書（『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会）において、中世末から近世初期の、近江を中心とする畿内近国を対象にして、土地制度・土地所有の問題を軸に社会構造とその変容過程を分析した。

(2) そこで「土地制度」という一見、古典的で、いわば論じ古された問題をあらためて取り上げたのは、それが近世農民の存立のための基底的条件として重要と考えたからで

あるが、研究史的には次の事情によっていた。すなわち、近世の在地社会構造の研究史が、まさに土地制度を焦点にした太閤検地論争を出発点にしており、その後、多くの研究蓄積を得たものの、それらの批判的継承、総括が必ずしも十分になされてこなかったと考えたからである。太閤検地論争のなかで提出された安良城盛昭氏の学説（『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房、1959年）はその後の近世史研究において正統・通説の位置を占めてきたが、近年では戦国期研究者を中心に、根本的な批判もあいついでいる（た

たとえば、池上裕子『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、1999年)。だとすれば、安良城説に基本的に依拠して形成されてきた、近世の基礎構造・村落構造の理解（たとえば小農自立論など）は、あらためて全面的に検証・再検討される必要があるはずだが、そうした点について、近世史研究者の取り組みは部分的・不十分なものととどまっていると考えた。

(3) 前著においては、以上の問題を、近江を中心とする畿内近国において検証し、近江では16世紀末にはすでに、近世的な小百姓の土地所持権が成熟していたことを政治過程や村請制と絡めて具体的に解明するなど、一定の成果をあげた。しかし「検討素材となる地域がまだ一部に限定されており、中世・近世移行期の変容に関する自説の展開が充分でないなどの点で今後の課題を残す」というコメントを得ていた（博士論文に対する審査要旨）。したがって、畿内近国以外の地域の土地制度や社会構造を本格的に分析し、中世・近世移行過程に関する、より包括的な展望を示すことが求められていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究では以上をうけて、近世社会成立期をとりあげ、畿内近国とは相当ていど異なると想定される東国の土地制度と社会構造を、畿内近国の社会と比較しながら分析・解明することを目的とした。東国各地の地域的特質を考慮しながら、具体的にはとくに信州地域を中心的な対象とした。

(2) 近年では戦国期の村落研究が進展し、戦国期には、畿内近国でも東国でも共通して、自力救済の主体としての村が確立し、村請制が成立しているとするような見解も強くなっている。しかし、たとえば小百姓レベルでの土地所有の成熟度という点では両地域の差はおそらく明瞭であり、在地支配政策も大名領国や領主ごとに差異があったのであり、それらを質的に比較対照するべきである。むしろ畿内近国で生み出された土地政策（石高制など）が、それとは異なる社会構造をもつ東国にどのように及ぼされ、どのような影響・規定性を与えたかを明らかにし、前記の研究動向を再検討・相対化する必要がある。

(3) 近世前期の村落社会の展開については「小農自立」の動向があったとするのが通説となっているが、言葉だけがやや一人歩きしている感があって、その具体的な内容や評価は意外に不明確である。したがってそれをより妥当なものに再構成するための基礎的な知見を獲得することをめざした。

3. 研究の方法

(1) 信州を対象に、地方文書のオーソドックスな実証的分析による村落の個別研究を進めた。具体的には、近世初期の東国における地方文書の白眉である、伊那郡虎岩郷（飯田市下久堅）の平沢文書（飯田市歴史研究所所蔵）を対象とした。毎年、同研究所に出張し、原文書を閲覧して、必要なものをデジタルカメラで撮影し、プリントしたうえで分析を進めた。

(2) 虎岩村・平沢文書については豊かな研究蓄積があり、収集した史料の分析と並行してそれらの検討を行った。

(3) 虎岩地域の現地踏査・巡見を行ない、景観や土地の形状・利用状況などを観察・記録した。

(4) 伊那郡の虎岩以外の郷村の土地制度について検討するために、同じく飯田市歴史研究所架蔵の写真帳や長野県立歴史館架蔵の写真帳を調査・閲覧し、その一部を複写・筆写によって収集した。

(5) より広く信州・甲州地方の土地制度に関する先行研究や既刊の史料を博捜し、検討した。とくに諏訪社の祭祀頭役と郷村との関係についても検討した。

(6) 天正18年（1590）以前に、駿河・遠江・三河・信濃・甲斐という東海・甲信五カ国を領有していた徳川家康の農村支配と土地制度、とくに天正17年（1589）から翌年にかけて行われた総検地の特徴などを検討した。

(7) 信州の地域的特性を正しく位置づけるために、下野国をとりあげ、土地制度や社会構造の特質の一端を検討した。また、北関東のえた身分の集団と職場の所有について検討することで、百姓身分の村落と土地所有の問題を考える手がかりを得ようとした。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果の中心は、飯田市歴史研究所に所蔵されている平沢文書を分析・検討して、戦国期（16世紀後半）から近世前期（17世紀）に至る、信州伊那郡虎岩郷の土地制度と社会構造の解明を進めたことである。まず、平沢文書に残る天正17年（1589）の検地帳について、史料批判を徹底したうえで、郷内を北原・亀平地域、下虎岩中南部地域、上虎岩地域の3つに区分して、各地域の屋敷地名請人の性格（耕作地の内容・規模等）を検討し、その結果、以下の点を明らかにした。北原・亀平地域では、平沢家（三家）が分付主として君臨する一方で、他の屋敷地名請人は主作地をほとんどまたは全く持たず、平沢氏に従属する存在であり、10人前後の屋敷を名

請しない者とあわせて、平沢家を中心（御家・御館）とする社会構造がみられた。一方、それ以外の2地域の屋敷名請人は、3反～1町3反程度の主作地か（郷外分付主からの）小作地を有する小経営的な住民がほとんどであった（彼らの経営のあり方、相互関係などはなお検討を有する）。これまで戦国期、中世末における虎岩郷は、「土豪層」が割拠していたように説明されることが多いが、そうとは言えないことを明らかにした。

(2) 次に、天正15年(1587)の虎岩郷「本帳」という土地帳簿を分析し、(一部の)先行研究における理解を否定・訂正して、史料としての性格を確定し、当時の虎岩郷は全体が40人以上の小規模な知行者の知行地に分割されていたことを明確にした。知行者の過半は検地帳で屋敷・主作地を名請する虎岩郷居住者であり、その多くは彼らがもともと在郷して所有・経営していた田畑(の年貢分)を知行として安堵されていた。一方、飯田や他郷の肩書きを有する郷外の知行者の知行地は、基本的に(純粋な)給地として宛行われたものであった。こうした土地制度が形成された歴史的背景・要因についても検討し、以下のような見通しを得た。すなわち、戦国期に至るまで当該地域を支配していたのは知久氏だったが、天文23年(1554)に武田氏によって本領を追われた。それから30年近く後の天正10年(1582)に武田氏が滅ぶと、知久頼氏は徳川家康から本領を安堵されたものの、その回復や家臣団の再結集は容易でなく、家康から賦課される軍役をすぐさま負担する必要にも迫られた。そのため、一般の百姓というべき階層の一部までもひろく知行者・給人として編成していったとみられ、それが本帳における小規模な知行者として出現したのである。

(3) さらに、そうした本帳の土地制度が、どのていど前代の土地制度を引き継いだものかどうかを検討し、以下のことを明らかにした。武田氏領有下の虎岩郷では、平沢家は散使免を認められていたものの基本的には年貢を納めるべき百姓として位置づけられており、天正10年代の本帳で知行者であったのとは異なっていた。平沢氏は、郷内や近隣他郷の欠落百姓の田畠を、武田氏の命でその都度受け取って、未進年貢や夫役を納める役割を担わされていた。武田氏は「郷中」を支配の単位としたが、年貢の村請制を採用していたとは言えない。さらに武田氏領有以前の虎岩郷について、諏訪社の祭祀関係の史料を検討して、虎岩郷にも15世紀末～16世紀初頭には虎岩氏という郷名をなめる地頭(知久氏一族とされる)が居住していたこと等を検証した。

(4) 虎岩郷における天正17年検地は、徳川氏による五カ国総検地の一環だった。本多隆成氏らの研究によって明らかにされた、駿河・遠江・三河における総検地のあり方と比較しながら、虎岩郷における天正17年検地の特徴を考察した。虎岩郷検地帳は、たとえば、部分的に知行者(領主)をも分付主として記載していること、一筆ごとに分米記載があること、駿河・遠江・三河の諸例とくらべ斗代が高いことなどを特徴としていることがわかった。これらの諸点から、駿河・遠江・三河と南信州とでは、領主と村との関係がかなり異なることを想定することができるが、この点は今後、さらに具体的に検討してゆくべき課題である。また天正18年(1590)に徳川家康が関東に転封されたが、その際、在地の知行者の多くが百姓として虎岩その他の本貫地に残った。そのことの必然性を、検討してきた土地制度との関連で明らかにした。以上、(1)～(4)の諸点については、古島敏雄・平沢清人・伊藤富雄・北島正元・吉田ゆり子・鈴木将典らの各氏による研究の蓄積があり、それらから多くを学ぶことができたが、どの論者の見解も看過できない誤謬を含んでおり、虎岩郷の土地制度の本質・全貌を捉えていないことが判明したので、それを全面的に検討しなおすべきだと考えるに至り、以上のように再検討した。このことは、平沢文書が、近世初期の地方文書として希有な史料群であることを考えれば、当該期の村落や土地制度のイメージを修正し、確かなものにするための相応の貢献となりうると考える。

(5) 以上をふまえて、さらに17世紀における虎岩郷の年貢収取体制について検討した。このテーマについては、平沢清人氏のほか、とくに吉田ゆり子氏と稲葉継陽氏による先行研究があり、それらを批判的に検討しながら分析した。まず慶長6年(1601)～18年(1613)の小笠原氏領有期、とくにその前半期は、いったん百姓として大規模な所持地を名請した旧知行者が相次いで在地を離脱するなど(逆に牢人の転入もあったが、荒地も多かった)、大きな変動に見舞われ、百姓の流動性が高く、不安定な社会状況があった。そのためか、村(肝煎の組)に年度内の年貢皆済・弁済は求められず、年貢請負人個々の未進が累積されているが、新たに発生した失人の跡敷田畑は肝煎(勘右衛門)の下で管理され、その組で分担して耕作・年貢納入され、さらには有力な経営である勘右衛門家自身を含む百姓たちに分割接収される例もあった。総じて村請制成立の途上にあったと言えることを明らかにした。

(6) 虎岩郷は慶長18年(1613)の幕領編入

を契機に、それまでの地方知行とは変わって、幕領を預かる立場の代官によって外部から支配されることになり、年貢収取のあり方も大きく変化した。年貢割付状・勘定目録に類する文書が作成され、年貢が減免されたかわりに肝煎に年貢皆済が求められるようになり、村請制成立の大きな画期を迎えた。この時期に、人質請状、算用の申告を保証する「惣百姓」の手形、「つなぎ」算用状等が出現するのもそれと深く関わる現象とみることができる。先行研究は、この時期の画期性を看過していることがわかった。とくにこの時期に「惣百姓」が連署した手形が作成されているのは、家中知行所から幕領預地に替わって、幕領を預かり公正な算用を求められた代官側の姿勢・指示によるところが大きいと考えられ、百姓たち全体の強固な結集体（惣中）の伝統が存在しない虎岩郷に、幕領代官によって上から「惣百姓」文言がもたらされた可能性を指摘することができる。これは畿内近国の村落と東国の村落とを比較するうえで重要な論点である。次いで元和3年（1617）7月に脇坂安元が飯田に入部すると、惣百姓の連帯責任による年貢皆済（村請）が明確に規定された。さらにこの後、寛永4年（1627）に地方知行になるとふたたび地頭による個別的な支配の傾向があらわれること等を検討したが、その後の年貢収取のあり方については、まだ検討が十分には及んでおらず、今後の課題としたい。

(7) 17世紀における虎岩村の年貢収取機構の特徴は、年貢請負人が設定され、それがすべての収取の基準になっていることである。年貢請負人設定の事情を史料から探ることはできないので、年貢収納帳で年貢請負人各人の年貢を実際に誰が納めているかを検討することで、年貢請負人やその経営がどのようなものかを検討した。ただし、毎年の年貢収納帳などをていねいに分析する必要があるため、今後、引き続いて検討してゆきたい。また天和元年（1681）の高須藩領編入後、年貢請負人の数が急に増加するなど、大きな変化があったようであり、その点についても今後の課題としたい。

(8) 以下、やや補足的になるが、以上のほかの成果を2点あげる。まず、虎岩郷以外の信州東部・南部各地の郷村に関する史料を調査・検討し、武田氏の信濃侵攻や領域拡張戦争のなかで、部分的ではあるが兵農分離が進展したことを検証したが、この点はまだ部分的な検討にとどまっており、さらに今後の課題としたい。第二に、下野（栃木県）佐野地域を素材にしてえた身分の組織と職場の所有に関する検討を行った（詳細は既発表の論文に譲る）。これは百姓身分の村落や土地制

度自体の検討ではないが、根底的には村落や土地制度とも重要な関連を有しており、東国と畿内等との地域比較という点でも重要な示唆を得ることができた。

(9) 今後の課題としては、すでに述べたように、虎岩郷に関して寛永期以降の分析をさらに進めること、虎岩郷以外の信州南部・東部の郷村に関する検討を深めることがあげられる。それらの上に立って、信州にとどまらない東国における村落と土地制度の地域比較史的な検討を進め、畿内近国等との対比や政治過程の検討を交えて、中世末～近世前期の社会変容に関する、より包括的な展望を示すことを目指したい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①牧原成征「新刊紹介 木越隆三著『日本近世の村夫役と領主のつとめ』『史学雑誌』掲載予定、査読なし。

②牧原成征「織豊期の社会変動」『歴史評論』704号、2008年、57～60頁、査読なし。

③牧原成征「北関東の長吏小頭と職場・由緒」『部落問題研究』185号、2008年、4～35頁、査読なし。

④牧原成征「書評 本多隆成著『初期徳川氏の農村支配』」『日本史研究』534号、2007年、54～61頁、査読あり。

〔学会発表〕（計1件）

①牧原成征「北関東の長吏小頭と職場・由緒」、第45回部落問題研究者全国集会（分科会・歴史I）、2007年10月28日、立命館大学衣笠キャンパス。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

牧原 成征 (MAKIHARA SHIGEYUKI)

宇都宮大学・教育学部・准教授

研究者番号：20375520

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：